

2021年5月17日
丸の内熱供給株式会社

出勤者数の削減等に関する実施状況

1. 在宅勤務による出勤者数削減

全社員のうち、現場作業が必要な社員を除く在宅勤務が可能な社員(全社員の約3割)については、緊急事態宣言発令中の期間は原則週3回までの在宅勤務等により、出勤者数70%削減に努めております。

(緊急事態宣言が発令されていない期間は、原則週2回までの在宅勤務等により、出勤者数50%削減に努めております。)

2. 交通機関の混雑回避、事務所での密回避のためのフルフレックスタイム制導入

全社員のうち、現場作業が必要な社員を除き、既に導入しているフレックスタイム制のコアタイムを一時的に撤廃し、午前6時から午後10時までの間でのフルフレックス勤務を可としています。

以上